

基準11 管理運営

(1) 観点ごとの自己評価

観点11-1-①：学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

(観点に係る状況) 校長は、学校の教育理念に基づく諸活動を掌握し、総合的判断に基づいて最高責任者として学校運営に当たる役割を担っている。

三主事の役割は、学則に明記されており(資料11-1-①-1)、各施設長や委員会の役割は、関連規程に明記されている(資料11-1-①-2)。

資料11-1-①-1：沼津工業高等専門学校学則(抜粋)

第9条 本校に副校長(教務主事)・校長補佐(学生主事)及び校長補佐(寮務主事)を置く。

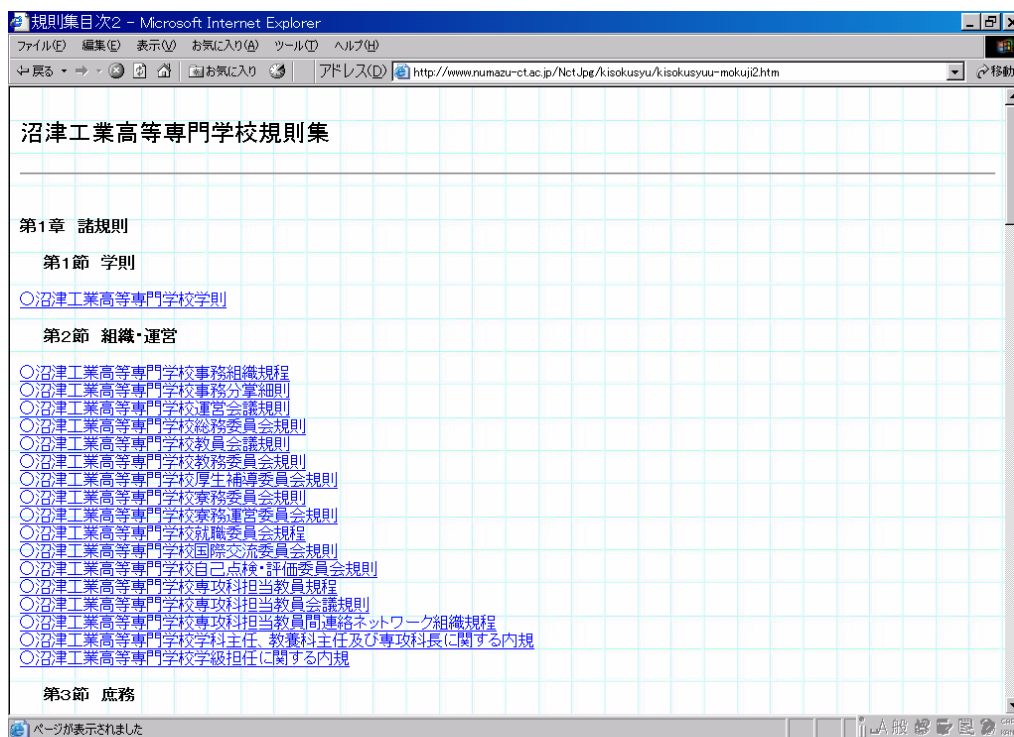
2 副校長(教務主事)は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 校長補佐(学生主事)は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること(校長補佐(寮務主事)の所掌に属するものを除く。)を掌理する。

4 校長補佐(寮務主事)は、校長の命を受け、学生寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(出典：本校規則集)

資料11-1-①-2：本校規則集目次(組織規則部分)



(出典：本校規則集)

<http://www.numazu-ct.ac.jp/NetJpg/kisokusyuu/kisokusyuu-mokuji.htm>

三主事、施設長、委員会は、学校の目的を達成するため、中期計画に基づいて担当分野の諸活動を実施する役割を担っており、校長への報告・相談を密にしながら、多様化する業務を分担して遂行している。また、合議による総合的な調整が必要な場合は、各部署から総務委員会に提案・報告され、審議・検討されている。

(分析結果と根拠理由) 相応である。校長以下、各部署の役割は明確化されており、それぞれ適任者が配置され、担当分野の諸課題について対応している。

観点11-1-②：管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

(観点に係る状況) 本校の管理運営において総合的事項を検討する委員会として総務委員会が設置され、各部署から必要事項を提案・報告し、大局的な観点から審議・検討されている(資料11-1-②-1)。

資料11-1-②-1：総務委員会議事要録(例)

第2回総務委員会議事要録

平成17年5月11日(木)

司会：校長

1 前回議事要録の確認 記録のとおり確認

2 議題等

◎ 議 題

(1) 高専間教員交流制度について

校長から、高専間教員交流制度について説明があり、種々意見交換を行った。

なお、大型委託研究等調書(5月末日提出期限)を作成する必要があるため、制度の受け皿としての特色ある教育プログラムの実施、教材の開発及び大型の委託研究や共同研究等の有無について、事務部から照会を行うこととした。

◎ 報告事項

(1) 校長報告

なし

(2) 副校長(教務主事)報告

次の事項について、資料1に基づき報告があった。

① 学生現員報告

② 「高等専門学校における単位計算方法の見直し」に係る説明会の開催について

③ 第1回主事補会議報告

※山岸教養科長から9月10日(土)実施予定の学内英語スピーチコンテストについて説明があり、新たに実施経費が必要となることから何らかの手当を配慮願いたい旨の要望があった。

事務部長から、実施経費については、事務部において教育後援会予備費からの支出を含め検討したい旨の回答があった。

山岸教養科長から7月11日(月)実施予定の1、2年生統一英単語テストについて、説明があった。

(3) 校長補佐(学生主事)報告

次の事項について、資料2に基づき報告があった。

① 学生指導報告

② 業務報告

③ これからの業務

※学生事故について追加報告があった。

(4) 校長補佐(寮務主事)報告

次の事項について、資料3に基づき報告があった。

① 現員報告

② 行事等活動報告

③ 今後の予定

④ 生活指導報告

(出典：総務委員会議事要録)

また、校長・三主事・事務部長・事務部各課長による運営会議を設置し、定期的に意見交換を行っている(資料11-1-②-2)。

資料11-1-②-2：運営会議規則

○沼津工業高等専門学校運営会議規則(平成16.5.12制定)

(設置)

第1条 沼津工業高等専門学校に、沼津工業高等専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

（任務）

第2条 運営会議は、全校的視野に立った機動的な学校運営を推進するために必要な連絡調整を図ることを任務とする。

（組織）

第3条 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1） 校長
- （2） 副校長（教務主事）、校長補佐（学生主事）及び校長補佐（寮務主事）
- （3） 事務部長
- （4） 庶務課長、会計課長及び学生課長

（議長）

第4条 運営会議に議長を置き、校長をもって充てる。

（会議の開催）

第5条 運営会議は、原則として毎月2回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に開催することがある。

（意見の聴取）

第6条 議長が必要と認めるときは、第3条に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務）

第7条 運営会議の事務は、庶務課において処理する。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

（出典：本校規則集）

また、事務部でも、事務部長を筆頭に庶務課・会計課・学生課の三課を設置し、それぞれに役割を分担して学校運営を効果的に補佐する体制を整えている（資料11-1-②-3）。

資料11-1-②-3：事務組織規程

○沼津工業高等専門学校事務組織規程

（昭和44.4.1制定）

最終改正 平成13.4.1

第1章 総則

（趣旨）

第1条 国立学校設置法施行規則に基づく沼津工業高等専門学校の事務組織及び所掌事務は、この規程の定めるところによる。

（事務部、課）

第2条 本校に事務部を置き、庶務課、会計課及び学生課を置く。

（事務部長）

第3条 事務部に事務部長を置く。

2 事務部長は、校長の命を受け、事務部の事務を総括する。

(課長)

第4条 庶務課、会計課及び学生課にそれぞれ課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

(専門員)

第5条 学生課に専門員(学務担当)を置く。

2 専門員(学務担当)は上司の命を受け、学務に関する高度の専門的知識を必要とする事務を処理するとともに専門的見地から課長を補佐する。

3 専門員の分掌事務は、別に定める。

(専門職員)

第6条 庶務課に専門職員(企画調査担当)、専門職員(事務情報化担当)を、会計課に専門職員(総務・監査担当)を置く。

2 専門職員(企画調査担当)は上司の命を受け、企画調査に関する専門的知識を必要とする事務を処理する。

3 専門職員(事務情報化担当)は上司の命を受け、事務情報化に関する専門的知識を必要とする事務を処理する。

4 専門職員(総務・監査担当)は上司の命を受け、総務・監査に関する専門的知識を必要とする事務を処理する。

5 専門職員の分掌事務は、別に定める。

(係)

第7条 課に係を置き、係の名称及び分掌事務は別に定める。

(係長)

第8条 係に係長を置き、事務職員又は技術職員をもってあてる。

第9条 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

第2章 課の所掌事務

(庶務課)

第10条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学校の事務に関し、総括し及び連絡調整すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 儀式その他の会議に関すること。
- (4) 学則その他諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (5) 内地及び外地研究員等に関すること。
- (6) 学術団体等との連絡に関すること。
- (7) 渉外に関すること。
- (8) 公文書類の接受、発送、編集及び保管に関すること。
- (9) 公印を管守すること。
- (10) 職員の任免、分限、懲戒及び服務等に関すること。
- (11) 職員の給与に関すること。
- (12) 職員の定員に関すること。
- (13) 職員の研修及び勤務評定に関すること。

- (14) 職員の健康管理，福祉及び災害補償に関すること。
- (15) 退職者の共済組合の長期給付及び退職手当に関すること。
- (16) 栄典，表彰に関すること。
- (17) 人事記録に関すること。
- (18) 公務員宿舎の居住者の選考に関すること。
- (19) 図書館資料の受入並びに整理及び保存等に関すること。
- (20) 図書館資料の閲覧，貸出等利用に関すること。
- (21) 図書館における参考奉仕（検索指導，読書相談等）に関すること。
- (22) 教室系職員に関すること。
- (23) 調査統計，その他諸報告に関すること。
- (24) 校内警備取締に関すること。
- (25) 企画調査に関すること。
- (26) 事務情報化の推進に関すること。
- (27) 事務用電子計算機に関すること。
- (28) 校内LANに関すること。
- (29) その他他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

(会計課)

第 1 1 条 会計課においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 債務の管理に関すること。
- (3) 物品の管理に関すること。
- (4) 会計の監査に助すること。
- (5) 支出負担行為及び契約に関すること。
- (6) 収入，支出及び計算証明に関すること。
- (7) 歳入歳出外現金及び有価証券に関すること。
- (8) 前渡資金に関すること。
- (9) 所得税等の徴収に関すること。
- (10) 国有財産の管理及び処分に関すること。
- (11) 土地，建物の借入に関すること。
- (12) 公務員宿舎に関すること。
- (13) 科学研究費等の経理及び委任経理に関すること。
- (14) 共済組合に関すること。
- (15) 会計諸規程に関すること。
- (16) 会計機関の公印の管守に関すること。
- (17) 土地，建物及び工作物の整備復旧に関すること。
- (18) 土地，建物及び工作物の維持保全に関すること。
- (19) 学校環境の整備保全に関すること。
- (20) その他会計経理及び営繕に関する事務を処理すること。

(学生課)

第12条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者の選抜に関する事。
- (2) 学生の修学指導に関する事。
- (3) 教育課程の編成及び授業に関する事。
- (4) 学生の学業成績の整理及び記録に関する事。
- (5) 学生の学籍に関する事。
- (6) 学生の実習に関する事。
- (7) 学生の課外教育に関する事。
- (8) 学生及び学生団体の指導監督に関する事。
- (9) 学生に対する奨学金、授業料の減免、猶予及び経済援助に関する事。
- (10) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関する事。
- (11) 学生の保健管理及び保健施設の管理運営に関する事。
- (12) 学生に対する職業指導及び就職あっせんに関する事。
- (13) 学生旅客運賃割引証に関する事。
- (14) 学生寮の管理運営に関する事。
- (15) 学生の入退寮に関する事。
- (16) 寮生の指導監督に関する事。
- (17) 日本学校健康会の事務に関する事。
- (18) その他教務、学生補導及び寮務に関する事務を処理すること。

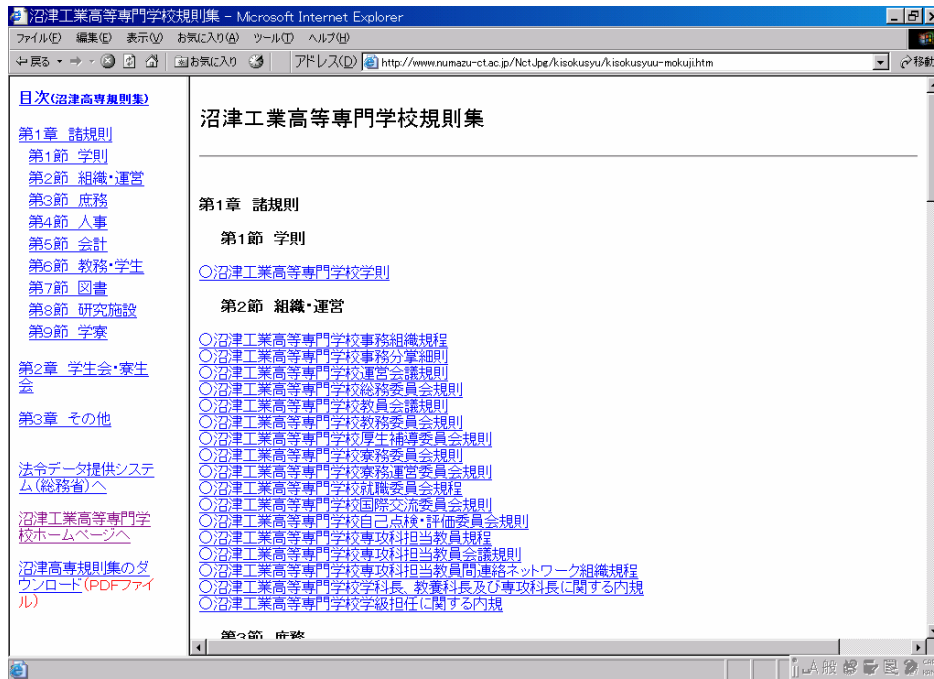
(出典：本校規則集)

(分析結果と根拠理由) 相応である。管理運営に関しては、校長の指揮により組織的に対応する体制が整えられている。

観点11-1-③：管理運営の諸規定が整備されているか。

(観点に係る状況) 管理運営の諸規定は、本校規則集として整備されている(資料11-1-③-1)。

資料11-1-③-1：本校規則集目次



(出典：本校規則集)

<http://www.numazu-ct.ac.jp/NctJpg/kisokusyu/kisokusyuu-mokuji.htm>

(分析結果と根拠理由) 相応である。諸規則は必要事項を網羅する形で整備されており、時代に合わせて不断に見直しを加えている。

観点11-2-①：外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。

(観点に係る状況) 保護者で組織される教育後援会や卒業生で組織される同窓会と定期的に会合を持ち、学校に対する意見を聴取している(資料11-2-①-1)。

資料11-2-①-1：教育後援会総会議事次第

平成17年度 教育後援会 総 会

日 時 平成17年 5月14日(土) 13時30分から
場 所 沼津工業高等専門学校 第2体育館
会 次 第 (司会：山下事務局長)

1. 開会のことば……………(山下事務局長)
2. 会長あいさつ……………(加藤会長)
3. 校長あいさつ……………(校 長)
4. 会 務 報 告……………(山下事務局長)
5. 校務報告等……………(演屋副校長・野澤校長補佐
大久保校長補佐・谷教員)
6. 議 題……………(議長：加藤会長)
 - (1) 平成16年度決算について……………(山下事務局長)
 - (2) 平成16年度会計監査報告について…(峰山監査理事)
 - (3) 役員の改選について……………(加藤会長)

(休 憩 5 分)

※平成17年度会長就任あいさつ……………(山下会長)

 - (4) 平成17年度行事予定について……………(長澤事務局長)
 - (5) 平成17年度予算案について……………(長澤事務局長)
 - (6) その他
7. 閉会のことば……………(長澤事務局長)

(出典：平成17年度沼津工業高等専門学校教育後援会総会配布資料)

また、同窓会員に対して本校で受けた教育についてのアンケート調査を実施し、意見を聴取している(前出資料6-1-⑤-1及び2)。さらに、地域連携の観点から、地方自治体や産業団体が主催する各種会議に積極的に出席し、意見交換を行っている(資料11-2-①-2)。

資料11-2-①-2：校長が参加する主な地域会議等

- ・ 静岡県東部生産性協議会
- ・ 東部地区産業技術振興協会
- ・ 東海工学教育協会
- ・ 沼津地域産業振興協議会
- ・ 大学ネットワーク静岡

(出典：教職員兼業一覧など)

また、民間企業の勤務経験が長く技術士・中小企業診断士の資格を持つ有識者に非常勤の産学官連携コーディネーターを委嘱し、学外との連携に関する各種企画の立案に意見を得ている(資料11-2-①-3)。

資料11-2-①-3：産学官連携コーディネーターからの提案例

平成16年度第9回地域共同テクノセンター運営委員会議事要録（抜粋）

- I 日時：平成17年2月3日（木）16：40～18：00
- II 場所：管理棟2階小会議室
- III 出席者：柳下，蓮實，村松，高野，澤，藤尾，押川，鈴木(克)，事務部長
（列席者）産学官連携コーディネーター，庶務課長，会計課長，専門職員（企画調査担当）
- IV 前回議事要録の確認 事前に委員へ送付された資料のとおり確認された。
- V 議事

1. 出前科学技術相談について

産学官連携コーディネーターから，資料に基づき説明があり，原案のとおり承認された。

なお，資料中3①の訪問については，産学官連携コーディネーターが日程調整し，本委員会委員のうち，都合の付く教員1名と産学官連携コーディネーター（及び必要があれば事務部職員）が訪問することとした。

（以下略）

（出典：地域共同テクノセンター運営委員会議事要録）

これらの機会を通じて外部から得られた意見は，必要に応じてウェブサイト掲載等による周知や関係委員会等における報告が行われており，学校の諸活動の改善に役立っている（資料11-2-①-4及び5）。

資料11-2-①-4：ウェブサイトにおける報告例

平成17年度 第1回 生地研（沼津地区生徒指導研究協議会）報告 : 加藤繁

実施日：平成17年5月12日（木）
会場：沼津市青少年教育センター

次第

1. 開会の挨拶
2. 自己紹介
3. 所管事項説明
 - (1) 静岡県教育委員会 高等教育課
：欠席
 - (2) 静岡県総務部私学振興室
：欠席
 - (3) 沼津警察署 交通指導課
：県下での高校生の関係する人身事故689件。
：自転車のマナー指導、無免許バイクの取締りを重点に行なう。
 - (4) 沼津警察署生活安全課
：青少年に関する事件は減少している。
：万引き、自転車泥は増加している。
 - (5) 沼津市青少年教育センター
：資料1
：自転車の2人乗り、無灯火は減少。

（出典：学内情報化ワーキンググループウェブサイト）

<https://itwg.numazu-ct.ac.jp/kouseihodou/seichiken/20050527-seichiken.pdf>

資料11-2-①-5：委員会における報告例

平成16年度第6回地域共同テクノセンター運営委員会議事要録（抜粋）

- I 日時：平成16年10月27日（水）16：30～17：20
- II 場所：管理棟2階小会議室
- III 出席者：柳下，蓮實，村松，高野，澤，藤尾，押川，鈴木（克），事務部長
（列席者）庶務課長，会計課長，総務係長，専門職員（企画調査担当）
- IV 前回議事要録の確認 事前に委員へ送付された資料のとおり確認された。
- V 議事
- 1～2 （略）
3. その他
- 次の事項について，報告及び意見交換が行われた。
- 産学連携関係イベント等への出席報告について
出席者から，テクノサロン富士，静岡県中小企業家同友会創立30周年記念集会等への出席報告があった。
 - 今後の産学連携関係イベント等について
委員長及び蓮實委員から，テクノサロン静岡 2004（10月28日開催），静岡産学官連携セミナー（11月5日開催），静岡TLO産学交流セミナー（11月24日開催），第1回富士商工会議所ビジネスフェア（11月27日開催）にそれぞれ本校教職員が参加する予定である旨の報告があった。

（以下略）

（出典：地域共同テクノセンター運営委員会議事要録）

（分析結果と根拠理由）相応であるが，一部に改善の余地がある。外部有識者の意見はさまざまな機会を通じて聴取され，教職員に周知されているが，まとまった形での意見聴取は行われていないため，速やかに外部評価委員会の開催について検討を開始する。

観点11-3-①：自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ，かつ，それらの評価結果が公表されているか。

（観点に係る状況）本校には，自己点検・評価委員会が設置されており，定期的の方針を定めた上で自己点検・評価を行っている。その結果は，本校公式ウェブサイトに掲載され，広く公表されている（資料11-3-①-1）。

資料11-1-③-1：平成16年度沼津工業高等専門学校自己点検・評価報告

一覧ファイル	各部署作成ファイル
各学科等一覧	教養科 機械工学科 電気電子工学科 電子制御工学科 制御情報工学科 物質工学科 専攻科
委員会一覧(1)	教務委員会 厚生指導委員会 事務委員会
委員会一覧(2)	情報処理教育センター運営委員会 地域共同テクノセンター運営委員会 学生生活支援室 外国人留学生部会
委員会一覧(3)	動物実験委員会 組換えDNA安全委員会 安全衛生委員会 セクハラ相談室

(出典：本校公式ウェブサイト)

http://www.numazu-ct.ac.jp/nct_hp_new/other/zikotenken/index.html

また、平成16年度にJABEE審査を受審し、準学士課程4・5年生及び専攻科課程の教育プログラムについて総合的な評価を受け、認定基準に適合しているとの認定を受け、公表されている（資料11-3-①-2）。

資料11-1-③-2：JABEE認定書



(出典：本校公式ウェブサイト)

<http://www.numazu-ct.ac.jp/images/DSCN0955.JPG>

(分析結果と根拠理由) 相応である。自己点検・評価や第三者評価は定期的に行われ、その結果は、ウェブサイト等を通じて広く公表されている。

観点11-3-②：評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるような、システムが整備され、有効に運営されているか。

(観点に係る状況) 評価結果は、全教職員に周知されており、明らかになった課題については、自己点検・評価委員会において委員長から各部署に対し対策の検討と報告を要請している(資料11-3-②-1)。

資料11-3-②-1：平成16年度自己点検・評価フォーマットの作成要領

平成16年度自己点検・評価フォーマットの作成要領

平成17年3月

1. 添付ファイル「H16 自己点検フォーマット」の「自己点検結果欄」に、「基準(観点)」欄の各項目に対応する各学科等・委員会等の実績及び自己評価を簡潔な文章で記入し、「自己評価」欄に評価結果を評語にて記入する。

なお、評語の基準は、次のとおりとする。

- A 特に優れている
- B 優れている
- C 相応である
- D 一部問題がある
- E 問題がある

2. 各学科等・委員会等の性質上、実績等が記載不可能である項目については、自己点検結果欄及び自己評価欄に斜線を引く。

3. 資料が必要な場合は、番号を付し、別紙として添付する。

4. 各項目の自己点検・評価に当たっては、PDCA(Plan-Do-Check-Action)の観点から、前回(平成13年度)の自己点検・評価報告書の内容を踏まえ、そこで明らかになった問題点への対応状況に留意する。

5. 実績は具体的かつ明示的(誰が見てもわかるように)記載する。

6. 実績の再掲は可能である(ある評価項目で挙げた実績を、また別の評価項目で記載することができる)。

(出典：平成16年度第1回自己点検・評価委員会配布資料)

(分析結果と根拠理由) 相応である。評価結果のフィードバックは、総務委員会や自己点検・評価委員会において報告されているほか、ウェブサイトやメール等を通じて全教職員に行われている。また、前回の自己点検・評価報告の結果とその対応状況を踏まえて次回の自己点検・評価を行うことが要請されており、改善のためのシステムも整備・運営されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点) 特になし。

(改善を要する点) 外部有識者の意見を学校運営の改善に結び付けるようなシステムが完全に整備できていない点は、評価の有効性を担保する観点から、改善を要する。

(3) 基準11の自己評価の概要

校長は、学校の諸活動を掌握し、最高責任者として学校運営に当たっている。三 主事、施設長、委員会は、学校の目的を達成するため、中期計画に基づいて、多様化する業務を分担して遂行している。また、本校の管理運営において総合的事項を検討する委員会として総務委員会が設置され、各部署から必要事項を提案・報告し、大局的な観点から審議・検討されている。さらに、校長・三主事・事務部長・事務部各課長による運営会議を設置し、定期的に意見交換を行っている。また、事務部でも、事務部長を筆頭に三課を設置し、それぞれ役割を分担して学校運営を効果的に補佐する体制を整えている。管理運営に関しては、校長の指揮により組織的に対応する体制が整えられており、相応である。

保護者で組織される教育後援会や同窓会と定期的に会合を持ち、学校に対する意見を聴取している。また、同窓会員に対してアンケート調査を実施し、意見を聴取している。さらに、地域連携の観点から、地方自治体等が主催する各種会議に積極的に出席し、意見交換を行っている。また、外部有識者に非常勤の産学官連携コーディネーターを委嘱し、学外との連携に関する各種企画の立案に意見をj得ている。外部から得られた意見は、必要に応じてウェブサイト掲載等による周知や関係委員会等における報告が行われており、学校の諸活動の改善に役立てている。外部有識者の意見はさまざまな機会を通じて聴取され、教職員に周知されており、全体として相応であるが、まとまった形での意見聴取は行われていないため、速やかに外部評価委員会の開催について検討を開始する。

本校は、自己点検・評価委員会による自己点検・評価を行っており、結果は本校公式ウェブサイトにて公表されている。また、平成16年度にJABEE審査を受審し、準学士課程4・5年生及び専攻科課程の教育プログラムについて総合的な評価を受け、基準に適合していると認定された。自己点検・評価や第三者評価は適切に行われ、結果も公表されており、相応である。評価結果は、全教職員に周知されており、評価結果のフィードバックは行われている。また、前回の自己点検・評価報告の結果とその対応状況を踏まえて次回の自己点検・評価を行うことが要請されており、改善のためのシステムも整備・運営されている。